

## 鳥獣被害防止対策に関する制度のご紹介

本町では、有害鳥獣等による農林業被害を軽減させるため、予算の範囲内で次に掲げる支援を実施しています。本制度の活用を希望される人は、役場山村再生課まで問合せください。



### 県補助金

#### ①侵入を防ぐ対策

[補助対象経費] 有害鳥獣の侵入防止に係る施設の購入経費等

[対象者] 農協・森林組合・2戸以上の農業者等で組織する任意の組織・農業者で組織する団体・認定農業者・小規模高齢化集落及びそれに準ずる集落において町長が特別に認める農業者

[補助率など] 補助対象事業経費の2/3

#### ②集落づくり推進支援対策

[補助対象経費] (1) 現地調査・研修会・検討会等の開催に係る経費

(2) 藪の刈り払い・侵入防止柵の見回り、修繕に係る経費

(3) その他集落の鳥獣対策に必要な経費

[対象者] 農協等のうち、自治会及び農業者等で組織する団体

[補助率など] 定額補助限度額1団体あたり30万円



### 国補助金

#### ①整備事業

[補助対象経費] 侵入防止柵等の被害防止施設の設置(※ただし、誘導捕獲柵わな等の捕獲施設、機材と一体的整備が必須)

[対象者] 受益戸数3戸以上の集落等の団体

[補助率など] 対象経費の税抜額(ただし、上限単価あり)

[要件] 費用対効果分析で、算出プロセス、根拠が適切で、投資効率が1.0以上、地元関係者の合意など(その他にも要件あり。)

※鳥獣防止対策として、侵入防止柵(ワイヤーメッシュ等)を設置する際は、道路や水路等の公共施設に支障のない箇所、また、周辺住民の同意をとって設置をするようお願いします。

## 薪ストーブの購入を支援します

本町では、木質バイオマス資源の地域内循環を図り、環境にやさしいまちづくりを推進することを目的とし、薪ストーブの導入を支援しています。

[受付期間] 随時 [補助率] 機器の価格の2/5(上限18万円)

[対象者]

智頭町内に住所を有する者であって、自ら居住する町内の住宅及び事業所に薪ストーブを設置する者。また、これまで本補助金の利用がない住宅及び事業所に限る。

[要件] 補助対象者が発注、設置工事を行う事業者は町内業者であること。

※予算が無くなり次第、本補助金申請は受付終了となりますので承ください。

